2017年9月定例会 一般質問と答弁(大要)

ばばこうへい 議員 (京都市伏見区) 9月21日

【**ばば**】日本共産党のばばこうへいです。通告にもとづき知事並びに関係理事者に質問します。

京都の林業 小規模林業事業者や製材所など産業や労働者が疲弊

まず、林業振興に関わる問題についてです。

近年頻発する災害のもと、木材の生産はもちろん、土砂災害の防止、水源の涵養、生態系の保全など、森林がもつ多面的かつ重要な機能は、社会の共通の認識となっております。しかしながら、2012年から3年連続の豪雨被害でも、私も災害ボランティアとして入りましたけども、福岡県の東峰村での災害でも土砂災害に加え、整備がされていない森林の樹木が被害を拡大していました。本府も含めて森林の整備・保全対策は進んでいるとは言えません。

その大きな要因の一つとなっているのが、森林を保全するうえで欠かせない林業や製材業など、山に関わる産業やそこで働く人たちの深刻な疲弊があります。木材の輸入自由化による木材価格の低迷を背景にして、府内の林業労働者が昭和 40 年代には 3000 人を超えていたものが、ジリジリと右肩下がりを続け、平成 21 年から平成 27 年の間に 100 人以上減り、約 500 人にまで減少しています。また、木材産業も、製材所の事業所数が平成のはじめには 200 を超えていたものが、平成 28 年には 68 へと大幅に減少しています。このままでは、府域の約 75%を森林が占め、約 71%が中山間地域となっている本府において、林業はもちろん、森林の維持管理、ひいては地域の暮らしそのものが成り立たなくなってしまいます。

私はこの間、府北中部で小規模林業事業者や製材業者、原木市場の関係者など、山を守り地域を守る先頭で頑張っておられる方々から、現状についてお話を伺ってまいりました。話を通して、改めて痛感したのは小規模な事業体を中心にして、多様ですそ野の広い事業体が、本府の中山間地の山々を支え、地域を支えているということでした。山林の集約化を進める森林組合など、規模の大きなところでは手の届かない地域の山主のきめ細かな間伐や伐採の依頼、森林の維持管理を請け負っているのが地域の山を知り尽くした小規模林業家です。大型加工施設などのように大口の需要には応えられませんが、丁寧できめ細かな要望に応える小規模な製材業者が、地域の工務店や寺社仏閣の修繕などを支えています。こうした普段なかなか光が当たらないけれども、厳しい中で頑張っていただいている人たちによって、本府の山や地域は支えられています。

府の大型加工施設中心の林業政策 関係者の声をよく聞き見直しを

そこでまずお伺いします。知事は、京都府林業の主体となっている規模の小さな林業や 製材業などの木材産業について、その役割および厳しい現状についてどのように認識され ていますでしょうか。その御所見をお聞かせください。

本府は、林業振興策として、川上から川下までの総合的な対策を進め、「成長型林業構想」の実現を目指すとしています。その柱は、1つに、活用期を迎えた森林資源を高性能林業機械の導入や路網整備によって素材生産が拡大することを見込み、木材を接着し、大きな材として使用する大断面集成材や、繊維方向が直角になるように重ねることで、コンクリートよりも軽く、高い強度をもたせた CLT など、新たな大型加工分野で消費すること。2つに、CLT や大断面集成材の加工施設へ木材を安定的に供給するために、木材をストック、選別仕分けするストックヤードの整備と資源管理システムを構築するとしています。さらに、府内産木材の加工などを府内へと誘導するために、本年 4 月から「京都府産木材認証制度」を改正しました。今回の改正によって、これまで原木の産出や加工施設などについて「府境から 100 キロ圏」としてきたものを、原木の産出から加工、流通に至るまで全てを府内で完結することを認証の条件としました。

こうした府の林業施策に対して、お話を伺った多くの林業関係者は、「既存の加工体制強化をすべきなのに、CLT ありきの木材の囲い込みになっている」「CLT など一部に木材が集中し、小さなところに木材が回らなくなる」「これでは小さなところはやっていけない」「林業のすそ野が狭められている」という不安や怒りの声を口にされました。なぜでしょうか。

府が進める一連の施策は、CLT や大断面集成材などの規模の大きな事業所へと木材を安定的に供給するものであり、そうすることで木材価格も生産量も増えるとしています。しかし、山で働く労働者は激減をし、木材供給量も平成 25 年 19 万㎡だったものが平成 27 年には 15 万㎡へと減少し、木材価格も低迷し、木を運び出すお金もままならない実態がある中で、そんな時に、CLT など大型加工施設ありきで安定供給を進めれば、小規模なところには木が回ってこなくなるというのは火を見るよりも明らかではないでしょうか。

さらに、安定供給が優先されれば、質よりも量が優先されることになり、手をかけて育てた高く売れる良い木も、集成材に回される品質の落ちる木も全部同じように扱われることになりかねません。これでは、木材価格の抜本的引き上げ、生産量の増どころか一部の大規模事業所は潤っても、府の山・地域を守る主体となっている小規模事業体を排除していくことになりかねません。

そこで伺います。現状を無視し、大型加工施設を中心にした今の計画では、小規模事業 体を排除していくことになる危険が大きいと考えますが、そうした危険性についてどう認 識していらっしゃいますか。知事のご所見をお聞かせください。

丹州木材市場が原木の取り扱いを中止 大きな問題に

さらに、大規模加工施設への木材の安定供給のためにすすめられている、原木を貯留す

るストックヤード事業についても大きな問題が発生しています。ストックヤードと既存木材市場の共存を目指すとして、集成材などに回される品質の低い木をストックヤードが扱い、建築材などに使われる品質の良い木は木材市場へ回す。木材の仕分け作業を木材市場に委託し、その手数料を支払う。それまで既存の市場で扱われていた原木量の2~3倍の木が集まる。こうしたことを決めて、ストックヤードと既存木材市場の共存をめざすとして最初にスタートした府北部地域では、木材量が想定を大幅に下回り、わずか3ヶ月で既存の丹州木材市場が市での原木の取り扱いを中止したと、地元新聞で大きく報道されました。もう一つのストックヤード事業実施の候補地とされていた八木木材市場では、丹州の現状も受けて「ストックヤードはやらない」という決定をされたと伺っています。ストックヤード事業は、計画では「安定供給の要」「既存市場との共存」などとされています。しかし実際には、大規模加工施設への安定供給ありきで、小規模なところも含めて成り立ってきた木材流通を破壊するという計画とはかけ離れた事態となっています。

丹州木材市場を失った府北部地域では、「丹州だから木を出せた。八木や和田山の市場までとなればとても採算が合わない」「これからは全部チップ工場に回す」「これを機に廃業」という小規模な山方が続出しているそうです。地域の山を熟知し守ってきた大切な力が失われていっているのです。府北部の林業はもちろん、地域の暮らしへの影響は計り知れません。CLTや大断面集成材といった規模の拡大だけに偏ったやり方では、林業の振興どころか、京都府林業の土台つぶしを進めていると言わなければなりません。こんなやり方はすぐにやめるべきと考えますがいかがですか。ここまでご答弁をお願いします。

【知事・答弁】ばば議員のご質問にお答えします。林業振興についてでありますけれども、森林の多面的機能維持・増進のために、利用期を迎えた森林資源を伐採・利用し、再造林を進めていくことが必要であり、その役割を最前線で担う林業や製材業の衰退に歯止めをかけて発展させていくことが重要であります。このために私どもも条例を作り、税をお願いをしてこうした林業振興に努めているところであります。

府内には森林組合のほかに森林整備や木材生産を行う民間の林業事業体が地域に90存在しますけれども、従業者数5名未満の小規模な事業体は76とその約8割を占めております。こうした小規模な林業事業体により府内木材生産量の約3割が生産されておりまして、木材生産の重要な担い手であるとともに、地域に密着して間伐等実施することで、地域の森林機能の維持・増進にも大きな役割を果たしていただいているところであります。府内にはまた製材業については、平成27年度時点で68の製材所があり、年間の原木消費量おおむね2000㎡未満の小規模な事業者が約6割を占めております。このような状況にある、こうした中でですね、こうした小規模製材工業の製材量は、これは府全体で1割程度でありまして大きくはないんですけれども、地域の良質な木材を加工し、地域の大工さんや工務店の個別需要にきめ細かく対応するなどの木材の地産地消を支える存在になっているというふうに考えております。京都府ではこれまでから林業事業体や製材所に対して高性能林

業機械の導入や木材加工施設整備、さらに林業事業者の就労環境改善や高度の技術職のための研修、低利の運転資金の貸し付け等行っておりまして、平成28年度は小規模な事業体に対して43件、金額では全体の約3分の1に当たります7300万円を補助しているところであります。

しかしながら、人件費や燃料費等の上昇、長期にわたる木材価格の低迷の影響もありまして、コスト削減のむつかしい小規模林業事業者は、収益をあげにくい状況にあります。また全国的な木材需要の低迷による出荷量の落ち込みのため、製材工場数も10年前と比べて約6割程度まで減少。特に小規模な製材工場は老朽化した設備の更新費用がまかなえないという状況があります。こうした状況にある以上ですね。私どもは漫然とそれを見ているのではなく、林業や製材業を未来のある産業としてしっかりと構築をして、その中で木材価格の上昇や木材需要の拡大に向けた取り組みを推進していかなければ、これはじり貧になるのは目に見えているというふうに思います。そのなかで、杉板を重ねて張り合わせた CLT や大断面集成材は、これまで使われてこなかった中高層建築物の構造材等新しい需要の拡大が期待されますし、CLT 等の加工施設を整備することで小規模製材工業所にとりましても木材を一次加工して納入する仕事が生まれ、大きなメリットがあります。これから伸びていく素材を早い段階から取り組まなければ、京都の林業は遅れて結局、製材工業が他府県の方にもっていかなければならない。そしてコストが高くなって京都の林業は衰退していくという悪循環に陥ることを懸念しているところであります。

ストックヤードにつきましては、原木を大量に保管し、大口需要先に対して木材の安定 供給を可能とするため、木材価格の安定につながるとともに、小口の原木供給を束ねるこ とで、大口需要にも対応が可能となり、小規模事業体にとっても大きなメリットがあると 言うふうに考えております。こうした加工施設やストックヤードの整備の取り組みは小規 模事業体をはじめ原木供給や木材加工にかかわる林業事業体や製材工場にとって、等しく メリットが生じるものでありまして、これは小規模事業者を排除するようなものではあり ません。

北部の木材市場につきましては、たしかに、休止を決断されたというのは残念でありますけれども、たぶん比較的良質の原木について、取扱量が毎年減少していて経営が悪化していた。そして、市場が森林組合連合会から委託された木材を選別する業務が当初予定されたほどの収入も得られなかった。こうした複合的な要因から休止を決断されたのではないかなと考えております。これからも CLT 等加工施設やストックヤードの整備は小規模事業者を支える京都府材の安定供給、円滑な木材流通を構築する上でも必要だというふうに考えておりますし、そうした体制をしっかりと作り上げて地域の林業、木材産業の発展と未来を作るための投資に全力をあげていきたいと考えているところであります。

現場での一つ一つの小さな取り組みをどう応え支援していくのか

【ばば・再質問】ご答弁をいただきましたけれども、考え方がそもそも違うというふうに

思うんです。さきほどね、知事、じり貧になっていくんだから、これから伸びていく新しい分野でやっていかないと小さなところも含めて潰れていくんだというふうなお話でありました。

知事、平成 25 年 11 月に南丹市日吉町でわいわいミーティングが行われまして、そこで、知事、森林・林業の発展について語られている。私、中身見させていただきましたけれども、単価の話をされていましたが、集成材などは単価が安いんだという山のお話がありましたけれども、それに対して、「集成材やプレカットの時代に入っているんだから、割り切って、節があっても集成材でやっていけばいいだけの話だ」というふうな話述べておられます。まさに今の答弁というのは、そういった話だというふうに思います。あの、小さなところは採算がなかなか取れない。厳しい状況にあるんだから、もっともっといいところに目を向けてやっていけばいいじゃないかという話で、そういった話ではやっていけないというのが現場の話なんですね。

先日、京都新聞で、左京区の花背で休業していた製材所を地元の若い人が再生に向けて立ち上げているというような話が出ていましたけれども、いま現場で求められているのは、こうした現場での一つ一つの小さな取り組みをどう応援していくかということだと思うんです。先ほど言いましたけれども現場でCLTだけ、集成材だけ、こうしたところに集中するようなやり方では、やっていけないというふうな声が上がっている。先ほど紹介したわけですけれども、そうした声に対して、どう答えるのか。改めてお答えをいただきたいというふうに思います。

【知事・再答弁】小規模事業体も含めまして、やはり林業を振興していくためにもですね、まずきちっと、売れるところは売れるような形でつくりあげていく、そして、そうした点で、賄えるところにつきましてはあくまで公共的な間伐とか、そして災害防止のためにやっていく。今議会にも私どもはそのための補正予算を提示しております。さらにそうした点で、林業を振興維持していくためにもですね、森林環境税もお願いしたところでありますけれども、共産党のみなさんは反対をされました。いかに財源がなく未来をつくることができるのか、私はもう少しそうした点も真剣に考えていただけたらなというふうに思います。

森林を守り整備することは地域の存続にかかわる大問題

【ばば・指摘】再答弁をいただいたんですけれども、本当にそれではやっていけないっていう現場の声に、向き合う姿勢っていうのが欠けているなと改めて、私は言わなければいけないというふうに思うんです。質問の中でも述べましたけれども、森林を守っていく、整備をしていくということは、地域の存続にかかわる大きな問題なわけですよね。そこを、小さなところが守っているというところを知事も認めているわけですから、いま先ほど言いましたね、CLT そういった新しく伸びていくところ、こういったところにやっていかな

かったらどうするんだという話をされますけれども、それではやっていけないという、そうしたところをどうしていくのかということが全く抜けおちている。国が合理化・効率化と大型加工での消費、こうしたもので林業振興を進めていくんだと言っているときに、本府で進められているような CLT、大型加工施設に集中して、しかもそこに木材を集中していくようなやり方をね、進めていけば小さなところから、いま声が上がっているように、やっていけない。この声が上がっている。しっかりと受け止めていただきたいというふうに思いますし、一緒になって府が小さなところを切り捨てるようなやり方っていうのは、絶対にやめるべきです。この点はしっかりと指摘をしておきたいと思いますし、現場の声を改めて聞きいただきたいというふうに求めておきます。

次の質問へ移ります。

就労・奨学金返済一体型支援制度の拡充と府が利子補給制度など、 新たな制度の実施を

【ばば】次に、大学の学費・奨学金問題についてお伺いします。

本府では、LDA-KYOTO の皆さんを中心にして、学費・奨学金、ブラックな働き方の実態を告発し、その解決を求める運動が大きく広がっています。このように、学費や奨学金の問題が社会問題化する中で、国でも給付制奨学金が実施されることとなりましたし、本府でも就労・奨学金返済一体型支援制度が今年度からスタートしました。

しかし、国の給付制奨学金制度は、そもそも「家庭の経済事情に関係なく、希望すればだれもが進学できる」という理念のもとに議論がスタートしたものが、「生活保護世帯もしくは住民税非課税」など所得による制限にとどまらず、成績基準まで導入し、どんどんと門戸を狭めていきました。結果、2800人予定していた募集人員が集まらず、申し込み期限の延期をせざるを得なくなりました。深刻な現状からすれば余りにも限定的で、圧倒的に多くの支援を必要とする人たちが救えない状況になっている。

新潟県では、「将来をつくるのは子どもたち。みんな学べるようにすべきだ。」という米山新知事の下で、県が県として給付制奨学金制度の実施に向け、本年度予算で 5 億円の基金が計上され、来年度からの制度スタートに向けて具体的な動きが進められています。お話を伺うと、対象を大学進学者の 5%を想定して制度をスタートし、対象を 20%程度にまで増やしていくことを目指して、一歩一歩進めたいという事でした。新潟県の高校卒業者が約2万人で、大学進学率が約50%。大学進学者数は一万人。その5%約500人の生徒に対して早ければ来年度から適用される、将来的には約2000人を目指していくというものになっています。新潟県の県内進学者3000人の多くを救うことを目指すものとなっています。抜本的な奨学金制度の改善を求めていただくことはもちろんですけれども、今求められているのは、将来を担う若者が、誰でも安心して進学することができる環境を、行政が先頭に立って作っていくことではないでしょうか。

そこでまずお伺いします。国の給付制奨学金制度の実施自体は歓迎するものですが、対象も中身も現状からすれば全く不十分です。そこで、本府としても新潟県の取り組みのように、独自の給付性奨学金制度を実施し安心して進学することができる条件を作ることが必要と考えますが、御所見をお聞かせください。

学生の2人に1人が奨学金を借りている中で、奨学金返済ができない若者の急増も大きな社会問題となっています。現在奨学金を返済している人が約399万人、そのうち、1日以上の滞納が約33万人、3箇月以上滞納が約16万人にものぼります。更に、奨学金の滞納による自己破産者が1万人を超えたと言われています。こうした問題の背景には、最大で年利3%の利子負担が生じる奨学金制度そのものの問題があります。月に10万円を4年間借りて20年かけて返済すると、3%で170万円、1%でも53万円もの負担が上乗せされます。私たちが街頭で話を聞いても、派遣社員の30歳女性は「時給は1200円。毎月13,000円の返済が大変。」、アルバイトの25歳男性は「手取りが月19万。月14,000円の奨学金返済。少し支出が増えると途端に回らない。年金が払えない。」など、厳しい状況が次々と語られます。奨学金返済者への支援も待ったなしです。

そこで(お) 伺いします。本府では、就労・奨学金返済一体型支援制度がスタートしま したが、働いている企業が返済支援制度を持っていなければならず、必要とする人がすぐ に使える制度にはなっていません。府として利子補給制度など、新たな制度の実施を検討 すべきと考えますがいかがでしょうか。

【文化スポーツ部長・答弁】大学生における教育費負担の軽減と国の制度につきましては、国の責任におきまして奨学金などの各種の制度の構築なり、取り組まれているところでございます。一方京都府といたしましては、国との役割分担の中で高校生に対し、旧、今の育英会から引き継いだ貸付制度を高校生等修学支援制度を着実に実施するとともにさらに毎年度約90億円もの修学支援を行い、その厳しい財政状況の中で府単費で毎年度約40億円を負担する全国トップクラスのあんしん修学支援事業を維持し取り組む中で府立・私立高校における経済的理由に中退者の割合の低下、提言に大きな効果を発揮するなど子どもたちが経済的状況にかかわらず、安心して学び進学等めざす環境づくりに取り組んできたところであり府としても責任、責務を果たしているところと考えております。

そのうえで今年度から中小企業の人材確保の視点も含め大学等卒業し、府内で働く若者の経済的負担軽減を図る就労奨学金返済一体型支援事業を実施しているところであります。なお、国に対しましては大学の奨学金制度の更なる拡充に向けて本年 6 月にも改めて給付型奨学金制度の対象拡大や無利子奨学金の採用人員の拡大、所得連動返済返還型制度の利用対象拡大など要望しているとこであります。また、全国知事会におきましても国に対しまして給付型奨学金制度の対象者や支給額の拡充、低廉な授業料、入学料設定への財政支援、奨学金返還支援制度の見直しなど要請したところであります。こうした活動の結果、国におきましても給付型奨学金の拡充や授業料の減免拡大等検討されたところであります。

今後とも京都府としまして、国との役割分担により、高校生が経済的状況に左右されることなく安心して学べる環境づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

【ばば・再質問】ご答弁をいただいたんですけれども、役割分担、役割分担という話ね。結局大学生は国がやって、高校生を最大限支えているんだからそれでいいじゃないかというふうに聞こえるんですね。現状でいいますとね、先ほど紹介をしましたように若者の置かれている状況っていうのは、非常に厳しい。これは3月に行いました知事総括質疑、予算特別委員会の総括質疑でも、私、ブラックな働き方の中で、知事とやり取りをさせてもらいまして、その中で、奨学金の返済一体型の支援制度、この中身についても知事の方から、大学時代には奨学金で暮らせるように、そして、奨学金によってその後の生活が壊されないようにしていくことが大切なんだ。このようにお話しされてこの制度スタートしたわけです。ところが今のお話ですと全く違う立場になってしまっていて、本当に厳しい若者の状況を認識されているのかどうかということが問われるんじゃないかなというふうに思います。必要な時に必要な人が利用できるこの制度でなければいくら制度を作ったってダメだってことになってきます。返済者の話を聞いて私たちは、利子補給、「利子だけでも何とかしてほしい」って声は、非常に大きいわけです。改めて、利子補給制度は急ぎ実施すべきと考えますが、この点についてだけもう一度お答えいただけますでしょうか。

【文化スポーツ部長・再答弁】ばば議員の再質問にお答えいたします。利子補給の関係でございますが、国におきましても大学生における状況や実態を踏まえまして、無利子奨学金の拡充とかですね、そういう制度の拡充を進めております。そうした中で京都府としましても、引き続き国へ要望いたしますし、府としてもしっかりと高校生の修学支援に取り組みたいと考えています。

【**ばば・指摘要望**】誰もが安心して進学できるようにするっていうのは、当然、私は、国が責任をもって進めなければいけないっていうふうに思うんです。ただ、奨学金がこれだけ大きな社会問題となる中で、国に求めることは当然もちろんなんですけれども、国に先んじてでもやらなければいけないことが本府にもあるんじゃないかというふうに思います。実態をしっかりとつかんで、利子補給制度の実施など実態に見合った対策をしっかりと打っていただくこと。最後に強く求めておきたいというふうに思います。

最後に、地元問題について、一点要望させていただきたいと思います。

すべての府営住宅にエレベーターの設置を

【**ばば・要望**】この間、府営住宅のエレベーター設置問題について、質問をするたびに、 府営住宅にお住まいの多くの方から「ぜひ設置できるようにして欲しい」。多くの声が寄せ られてきました。

取り上げてきました小栗栖西団地 31 棟は、他の棟と同じようにエレベーターを設置しようとすると、北側の住宅地に影を落とすということで、建築基準法の日影規制により設置が困難と、未だにエレベーターが設置されていません。

そうした中、小栗栖西団地 31 棟の住民の方が、一昨年には全住民の署名を添えて住宅課へ「4階部分まででも設置出来ないか」「影の影響のない南側への設置が出来ないか」など、 具体的な要望を出され、担当課は「設置できるか検討したい」と回答されました。住民の みなさんは前向きな回答を歓迎するとともに、早く結果について説明をしてほしいと求め られています。しかし、一年以上がたってもなお「検討中」といなっています。

多くの府営団地では、高齢化が進む中で「エレベーターが無ければ暮らせない」という 住民の切実な声が広がっています。検討中となっている小栗栖西団地 31 棟での設置に向け、 どう問題を解決するのか住民との相談を進めていただくと共に、設置を望むすべての団地 へのエレベーター設置。これが進められるようにしっかりと取り組みを進めていただくこ と。強く求めまして質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。